

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

三菱製紙株式会社

取締役社長 鈴木 邦 夫

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア
当社会議室（11階）
（昨年7月に本社移転したことに伴い、会場が変更になっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第148期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第148期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpm.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔平成24年4月1日から〕
〔平成25年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く環境は、景気の低迷や輸入紙増加による洋紙国内市場への影響等により、依然として厳しいまま推移いたしました。このような状況下、「第1次中期経営計画」に基づき、洋紙事業の復興と成長に向けての収益基盤強化を基本方針として取り組んでまいりました。

紙・パルプ事業につきましては、前期は震災により八戸工場の操業度が低下し販売数量が大きく減少いたしました。前期中に全面復旧し、販売数量・金額とも増加いたしました。しかしながら、国内需要は低迷、期後半には価格が一層下落し極めて厳しい状況となりました。これに対して、昨年夏以降生産調整を実施し、本年に入ってから主力の八戸工場3号抄紙機を当面の間休止とし、市況の改善に努めてまいりました。

イメージング事業につきましては、国内需要は低迷いたしましたものの、写真感光材料を中心に海外市場での拡販に努めました結果、販売金額は増加いたしました。

機能材事業につきましては、自動車エアコン用フィルター、水処理膜用支持体等、当社の技術力を生かした新規開発商品の立ち上げを進めました。さらに一昨年10月に化学紙の製造等を行うK J特殊紙株式会社を子会社化したことにより、販売金額は増加いたしました。

この結果、連結売上高は2,008億5千万円と前期に比べ3.1%増となりました。損益面では、洋紙市況の悪化等による販売面での減益要因がありましたが、工場の生産性向上や固定費削減のコストダウン効果等の増益要因が大きく、連結経常利益は26億6千3百万円となり、前期に比べ200.0%増となりました。純利益段階につきましては、17億1千万円の連結当期純利益となりました。

なお、当社単体では、売上高は1,231億6千4百万円、経常利益は3億7千7百万円、当期純利益は4億3千3百万円となりました。

(2) 事業区分別の営業の概況

○ 紙・パルプ事業

主力製品である印刷・情報用紙につきましては、景気の低迷や輸入紙増加の影響により国内市場は厳しい環境下で推移いたしました。震災により大幅数量減となった前期から震災前レベルへの回復に努めました結果、販売数量・金額とも増加いたしました。

欧州子会社におきましては、感熱紙を中心とした拡販の結果、販売数量・金額とも増加いたしました。

市販パルプにつきましては、販売数量・金額とも増加いたしました。

以上の結果、紙・パルプ事業全体の売上高は1,574億2千4百万円と、前期比0.8%増となりました。

○ イメージング事業

写真感光材料につきましては、世界的な需要減少の中、新興国を中心に拡販に努めました結果、販売数量・金額とも増加いたしました。

インクジェット用紙につきましては、海外販売強化を進め、欧米、アジアへの販売が増加いたしました。国内需要の低迷により、販売数量・金額とも減少いたしました。

印刷製版材料につきましては、環境配慮型のCTP印刷版を中心に拡販に注力いたしました。主力市場である欧米の景気低迷と昨年までの円高の影響を補いきれず、販売数量・金額とも減少いたしました。

以上の結果、イメージング事業全体の売上高は398億2千5百万円と、前期比1.7%増となりました。

○ 機能材事業

海外向け家電用フィルター等が減少いたしました。自動車エアコン用フィルターの販売金額が増加し、また、KJ特殊紙株式会社の販売が通年で寄与したことにより、販売金額は増加いたしました。さらに開発商品として、不織布の水処理膜用支持体やバッテリーセパレータ、花粉の捕捉性能に優れたエアフィルター、磁性吸着剤等の開発・拡販を進めました。

以上の結果、機能材事業全体の売上高は142億2千3百万円と、前期比35.7%増となりました。

○ その他事業

工務関連子会社の売上が減少したこと等により、売上高は164億9千3百万円と、前期比14.5%減となりました。

〈事業区分別販売金額〉

事業区分	第 147 期 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)		第 148 期 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)		前 期 比 増 減 (△印減)	
	売 上 高	金額構成比	売 上 高	金額構成比	金 額	比 率
紙 ・ パ ル プ	百万円 156,237	% 69.4	百万円 157,424	% 69.1	百万円 1,187	% 0.8
イ メ ー ジ ン グ	39,165	17.4	39,825	17.5	660	1.7
機 能 材	10,478	4.6	14,223	6.2	3,744	35.7
そ の 他	19,283	8.6	16,493	7.2	△2,790	△14.5
消 去 又 は 全 社	(30,308)	—	(27,117)	—	(△3,190)	—
合 計	194,856	100.0	200,850	100.0	5,993	3.1

(3) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、震災復興や環境対策を中心に実施してまいりました。当期は、67億5千万円の設備投資を実施いたしましたが、当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・当社

- 八戸工場小判カッターライン更新

ロ. 当期末現在継続中の主要設備

- ・八戸紙業株式会社

- 仕上カッター及び包装機等更新

(4) 資金調達の状況

当期の設備及び運転資金につきましては、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。なお、金融機関からの借入には、株式会社日本政策投資銀行による環境格付取得に基づく融資が含まれております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 145 期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	第 146 期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	第 147 期 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	第 148 期 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)
売上高(百万円)	219,728	210,846	194,856	200,850
経常利益(百万円)	2,658	2,116	888	2,663
当期純利益(△印損失)(百万円)	△ 1,597	△ 14,497	565	1,710
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	△ 4.67	△ 42.39	1.65	5.00
純資産(百万円)	68,709	52,117	52,108	56,507
総資産(百万円)	282,131	248,506	276,305	265,234

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 145 期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	第 146 期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	第 147 期 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	第 148 期 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)
売上高(百万円)	145,525	132,334	109,567	123,164
経常利益(百万円)	1,255	462	131	377
当期純利益(△印損失)(百万円)	△ 578	△ 14,523	△ 1,974	433
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	△ 1.69	△ 42.46	△ 5.77	1.27
純資産(百万円)	57,956	43,100	41,373	42,983
総資産(百万円)	218,847	188,936	218,859	205,613

(6) 対処すべき課題

[第1次中期経営計画について]

第1次中期経営計画では、

フェーズ1として平成24年3月期下期～平成25年3月期の1年半を『復興』

フェーズ2として平成26年3月期～平成27年3月期の2年間を『成長に向けての収益基盤強化』の期間と位置づけております。

フェーズ1では、目標としていた八戸工場の早期全面復興並びに洋紙事業の販売回復を達成いたしました。しかしながら、当期においても厳しい事業環境が続いており、生産効率向上と市況改善を狙いとして八戸工場3号抄紙機を停止するとともに、収益銘柄へのシフト、固定費の削減、在庫削減、物流費削減等を推進してまいりました。急増した有利子負債については、投資の抑制、資産の圧縮等により計画を前倒ししての削減を進めました。

フェーズ2につきましては、まず平成26年3月期において洋紙の値上げを最優先課題として確実に実現し、加えて輸出比率の拡大、収益銘柄へのシフトやコストダウンを進めて収益力の改善に努めるとともに、有利子負債を更に削減し財務体質の一層の強化を図ってまいります。その上で、今後の成長分野強化に向けた経営資源の投入に注力してまいります。

[CSR（企業の社会的責任）について]

当社グループでは、CSRの目的は、ステークホルダーの皆様からの信頼と共感を得ることを通じ企業価値の向上につなげることにありと認識しております。

当期は、最重要課題としてCS（顧客満足度）向上につながるサービスの開発・提供を目指してアイデア提案制度を立ち上げ、また、生産現場における不安全行動撲滅に向けた取り組みの一層の強化を実施いたしました。製品面ではFSC森林認証紙・環境配慮型商品の充実等に加え、磁性吸着剤を用いた放射能除染システムの実証試験を実施し実用化に向けて取り組んでおり、今後も引き続き取り組んでまいります。

平成26年3月期につきましては、当期の最重要課題に加えて、法令遵守の徹底を取り上げ一段踏み込んだ施策を実行してまいります。①CSR経営基盤の充実、②環境経営の推進、③ユーザーニーズを反映したCS向上、④働きやすい職場作りに関する取り組みの充実、⑤社会貢献活動の推進の5点の基本方針の下で、「コンプライアンス」「リスクマネジメント」「安全・衛生」「環境」「製品安全」「製品品質」「人権・労働」「情報」「社会貢献」の各項目において、企業価値の向上につなげる活動を推進してまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
三菱製紙販売株式会社	600	68.9	紙、パルプ、薬品等の販売
北上ハイテクペーパー株式会社	450	100.0	パルプ、レジコート紙、衛生用品の製造、加工及び販売
株式会社オストリッチダイヤ	250	87.6	紙類の印刷加工及び紙製品の販売
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計・据付及び整備、建設業
菱 紙 株 式 会 社	100	100.0	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業
ダイヤミック株式会社	100	100.0	印刷製版材料等の販売
浪速通運株式会社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
株式会社ピクトリコ	70	100.0	紙及び印刷製版材料等の販売
新北菱林産株式会社	70	100.0	木材チップ等の製造及び販売
東邦特殊パルプ株式会社	60	100.0	特殊パルプの製造及び販売
八戸紙業株式会社	50	100.0	紙の断裁及び選別包装、紙製品の保管・出荷
旭感光紙株式会社	50	100.0	紙製品の製造、加工及び販売
K J 特殊紙株式会社	50	100.0	化学紙の製造、加工及び販売
高砂紙業株式会社	30	100.0	紙の断裁及び選別包装
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社	30	100.0	グループファイナンス
八菱興業株式会社	20	100.0	構内運搬及び雑作業、包装紙の加工
菱工株式会社	20	100.0	建設業、機械修理
京菱ケミカル株式会社	12	100.0	感材・塗工紙の仕上、印刷製版用処理薬品の製造及び販売
北菱興業株式会社	10	100.0	紙の製造請負・仕上、雑作業、土木工事
白菱興業株式会社	10	100.0	電気絶縁紙の製造及び販売
	千ユーロ		
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	1,000	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH	11,759	81.6	紙の製造及び販売
三菱ペーパー GmbH	664	100.0	印刷製版用薬品の製造・販売、印刷製版材料の技術サポート
	米ドル		
三菱イメージング(エムピーエム), Inc.	1,000	60.0	紙及び写真・印刷製版材料の販売

- (注) 1. 株式会社オストリッチダイヤ、東邦特殊パルプ株式会社、旭感光紙株式会社、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH 及び三菱ペーパー GmbH の議決権比率には、子会社が所有するものを含んでおります。
2. 八戸林産株式会社と北菱林産株式会社は平成25年1月1日に合併し、新北菱林産株式会社となりました。

(8) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

当社グループは、紙・パルプ・写真感光材料の製造、加工及び販売を主要な事業としており、事業部門別の主要な商品及びサービスは次のとおりです。

紙・パルプ事業	非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、情報用紙、衛生用紙 電気絶縁プレスボード、高級白板紙、特殊白板紙、その他特殊用紙 晒クラフトパルプ、特殊パルプ
イメージング事業	インクジェット用紙、写真印画紙、写真印画紙用原紙、印刷製版材料、印刷機器類 CTPソフトウェア、各種処理薬品
機能材事業	化学紙、不織布、各種機能性材料
その他事業	エンジニアリング業務、スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業 倉庫業、運輸関連業

(9) 主要な営業所及び工場 (平成25年3月31日現在)

① 当 社

本 社	東京都墨田区両国二丁目10番14号
工場・事業所	高砂工場 (兵庫県)、京都工場 (京都府)、八戸工場 (青森県)、北上事業本部 (岩手県) 白河事業所 (福島県)
営業所	大阪営業所 (大阪府)
研究所	つくばR&Dセンター (茨城県)、京都R&Dセンター (京都府) 生産技術センター (福島県)

(注) 平成24年7月17日を以て、本社を千代田区から表記の住所へ移転いたしました。

② 子会社等

紙・パルプ事業	三菱製紙販売(株) (東京都)、東邦特殊パルプ(株) (東京都) (株)オストリッチダイヤ (東京都)、八戸紙業(株) (青森県)、新北菱林産(株) (青森県) 八菱興業(株) (青森県)、白菱興業(株) (福島県)、高砂紙業(株) (兵庫県) 三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH (ドイツ) 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH (ドイツ)
イメージング事業	ダイヤミック(株) (東京都)、(株)ピクトリコ (東京都)、旭感光紙(株) (千葉県) 北上ハイテクペーパー(株) (岩手県)、北菱興業(株) (岩手県)、京菱ケミカル(株) (京都府) 三菱ペーパーGmbH (ドイツ)、三菱イメージング (エムピーエム), Inc. (アメリカ)
機能材事業	KJ特殊紙(株) (静岡県)
その他事業	三菱製紙エンジニアリング(株) (青森県)、菱紙(株) (東京都)、浪速通運(株) (大阪府) エム・ピー・エム・シェアードサービス(株) (東京都)、菱工(株) (兵庫県)

(10) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
紙・パルプ	2,545名	101名減
イメージング	718名	68名減
機能材	290名	3名減
その他	441名	33名減
全社(共通)	139名	3名減
合計	4,133名	208名減

(注) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものがあります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,199名	70名減	43.9歳	23.6年

(注) 上記のほか552名が子会社等に出向しております。

(11) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	37,500百万円
株式会社日本政策投資銀行	25,000百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,070百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,428百万円
農林中央金庫	7,682百万円
株式会社商工組合中央金庫	5,000百万円

(注) シンジケートローンは、金融機関19社の協調融資4,500百万円及び金融機関24社の協調融資33,000百万円によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 900,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 342,584,332株 |
| (3) 株主数 | 21,909名（前期末比953名減） |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	16,985千株	5.0%
明治安田生命保険相互会社	13,537千株	4.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	11,908千株	3.5%
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,338千株	3.3%
東京海上日動火災保険株式会社	10,000千株	2.9%
農林中央金庫	9,000千株	2.6%
三菱商事株式会社	8,671千株	2.5%
富士フイルム株式会社	8,500千株	2.5%
王子ホールディングス株式会社	8,000千株	2.3%
三菱瓦斯化学株式会社	7,133千株	2.1%

(注) 1. 持株比率は自己株式（548,609株）を控除して計算しております。

2. 三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式3,600千株（持株比率1.1%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります）。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名及び重要な兼職の状況（平成25年3月31日現在）

取締役社長 (代表取締役)	鈴木邦夫
代表取締役	水野正望
代表取締役	牛島光夫
取締役	板倉完次
取締役	野澤浩史
取締役	田口量久
取締役	原田純二
取締役	品川知久（森・濱田松本法律事務所 弁護士 株式会社ランドコンピュータ 社外監査役）
常勤監査役	岡健二
監査役	高松泰治（明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役会長 日本化薬株式会社 社外監査役）
監査役	開発光治（株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 顧問）

(2) 執行役員の氏名及び担当（平成25年3月31日現在）

* 社長執行役員	鈴木邦夫
* 専務執行役員	水野正望（原材料部管掌 社長室、内部監査部担当 CSR担当役員）
* 専務執行役員	牛島光夫（洋紙事業部、ドイツ事業担当 洋紙事業部長）
* 常務執行役員	板倉完次（経理部管掌）
* 常務執行役員	野澤浩史（総務人事部担当）
常務執行役員	金濱福美（新北菱林産株式会社社長、東邦特殊パルプ株式会社社長）
常務執行役員	鈴木晋一（技術環境部担当）
* 上席執行役員	田口量久（北上事業本部、技術環境部管掌 イメージング事業部、知的財産部担当、イメージング事業部長）

上席執行役員 前田 清 (原材料部長)

上席執行役員 田代 直也 (北上事業本部長、イメージング事業部副事業部長)
北上ハイテクペーパー株式会社社長

上席執行役員 山田 清春 (洋紙事業部副事業部長)

上席執行役員 山田 元茂 (京都工場長、イメージング事業部副事業部長)

上席執行役員 日比野 良彦 (八戸工場長、洋紙事業部副事業部長)

* 執行役員 原田 純二 (機能材事業部担当、機能材事業部長)

執行役員 岡 豊 (三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH社長)

執行役員 首藤 正樹 (経理部長)

執行役員 竹内 明 (八戸工場工場次長、設備企画室長)

執行役員 半田 常彰 (ダイヤミック株式会社社長)

*印の執行役員は取締役を兼務しております。

- (注) 1. 取締役 品川知久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高松泰治氏及び監査役 開発光治氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 品川知久氏、監査役 高松泰治氏及び監査役 開発光治氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中開催の第147回定時株主総会 (平成24年6月28日) の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役及び監査役はおりません。なお、第147回定時株主総会終結時における退任あるいは新任の取締役及び監査役は以下のとおりです。
- ・退任取締役 (任期満了)
千賀孝雄
 - ・退任監査役 (任期満了)
上村 茂
 - ・新任取締役
原田純二

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (1)	158百万円 (6)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (2)	27百万円 (10)
合 計	13名	186百万円

(4) 社外役員に関する事項（平成25年3月31日現在）

イ. 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

取締役 品川知久氏は、森・濱田松本法律事務所弁護士並びに株式会社ランドコンピュータの社外監査役であります。森・濱田松本法律事務所は、当社に法務サービス等を提供しており、株式会社ランドコンピュータと当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 高松泰治氏は、明治安田システム・テクノロジー株式会社の代表取締役会長並びに日本化薬株式会社の社外監査役であります。両社と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 開発光治氏は、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所の顧問であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 品川 知久	14回	100%	—	—
監査役 高松 泰治	14回	100%	11回	100%
監査役 開発 光治	14回	100%	11回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 品川知久氏は、主に会社法務に精通した弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 高松泰治氏及び監査役 開発光治氏は、これまでの豊富な経営経験に基づいた発言を行うなど、適切な監査を行うべく助言・提言等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称（平成25年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

48百万円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

72百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイの金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH、三菱ペーパー GmbH、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査〔会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。（最終改定：平成25年4月30日）

— コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 —

当社は、経営内容の透明性を高めガラス張りの経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要施策の一つと認識しており、企業としての社会的責任（CSR）を重視した経営を積極的に推進します。

— 会社の機関の概要 —

当社は、監督と執行を区分し、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制を採用しています。

月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定並びに監督を行っています。取締役会には独立した立場から判断を下せる社外取締役を置き、経営の意思決定の中枢に外部の意見を直接取り入れる体制としています。

上記に加え、工場長及び執行役員の出席する場所長会議を月1回開催しています。

また、社外監査役を含む監査役で監査役会を設置しており、定期的または必要に応じて監査役会を開催しております。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため各事業部を設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせることで、業務執行体制の強化を図っています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。

— 基本方針 —

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝えると共に、企業行動憲章に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSRの推進については、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置します。CSR委員会は組織横断的な機関であり9つのCSR活動（コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献）全体を把握し、CSR全体の基本方針、年間計画策定を行い、年間計画並びに実績を経営トップや監査役に報告する機会を定期的に設けております。コンプライアンスについては、総務人事部が事務局として主管するコンプライアンス委員会を設置して、遵法及び企業倫理に基づく行動の更なる徹底によりコンプライアンスの強化を図ると共に、研修等を通じ、社員への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに総務人事部に報告することとし、または社内・社外のホットライン（内部監査部が所管）を通じて通報することとします。当該部門は、総務人事部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

また、内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び経営効率性の向上を図ります。

会社資産の保全については、総務人事部が主管し、資産の取得や使用・処分が適正な手続及び承認のもとで行われるよう管理します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者である総務人事部担当役員が作成する文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役は文書管理規定により、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

C S R 委員会の下にグループ全体のリスクマネジメントを統括するリスクマネジメント委員会を設置します。リスクマネジメント委員会は、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うと共に、再発防止策を講じ、その結果を取締役に報告します。本社各部署、各工場では、それぞれ所管する諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築するなど、C S R にかかわる様々なリスク管理を強化します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、震災からの復興と成長に向けての収益基盤強化を柱とする「第1次中期経営計画」を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。また、I Tを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営指導については、関連する各事業部が収益に係る事項全般を所管することに加え、経理部が資本政策や利益処分を、総務人事部がその他の分野につき所管し、管理することとします。

定期的にコンプライアンス委員会を開催し、代表取締役社長が「三菱製紙グループ企業行動憲章」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

また、グループ役員及び従業員全員を対象としたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の窓口専門会社に直接通報できる制度を設けます。

なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、場所長会議等において事業内容の定期的な報告を受けるほか、重要案件については事前協議を行い、投資案件については経営投資規定に基づき審査を行います。

さらに、グループ企業に監査役を派遣し、内部統制体制に関する監査を実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する監査役附を従業員から選任することに加え、補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要な事項を命ずることができるようにします。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、上長等の指揮命令を受けません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。①常務会で決定された事項、②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤重大な法令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況及び内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

また、本社部門の重要な決裁書類については、監査役に書類を回覧します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会に対して、取締役、執行役員及び使用人から情報収集を適切に行えるよう協力すると共に、監査役と代表取締役、監査役と監査法人の意見交換をそれぞれ定期的を実施します。また、監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、内部留保を充実させつつ配当比率を安定的に維持することを方針とし、具体的には連結当期経常利益の20%を基準といたしております。

当期は、洋紙事業のシェア回復やコストダウンを進めたことにより連結経常利益は26億6千3百万円（前期比200%増）となりましたものの、目指していた利益には大きく及ばず、洋紙需要の減退や円安による原燃料費の上昇により当面の収益確保は困難を増しております。加えて、当社は先の震災で多額の復旧資金を必要としたことから有利子負債残高が未だ過大な状況にありますので、当期につきましても内部留保の確保を優先するべきと判断いたしました。したがって、誠に遺憾ではございますが、利益配当につきましても見送ることとさせていただきます。誠に遺憾ではございますが、利益配当につきましても見送ることとさせていただきます。

今後財務体質の正常化を着実に進め、企業価値の向上に努め早期の復配を目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「第1次中期経営計画」等を策定し、全社を挙げて取り組んでおり、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を守ってまいります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応じていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に則り、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、旧プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

当社は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会の終結時をもって旧プランが期限を迎えるにあたり、その後の対応につき検討を重ねた結果、平成22年5月24日開催の取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）継続することを決議し、第145回定時株主総会において、継続について株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広、品川知久、竹原相光の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成22年5月24日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/20100524.pdf>）

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

なお、平成25年5月29日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第148回定時株主総会でご承認いただくことを条件に、一部所要の変更を行った上継続し、その有効期間を第148回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を決議いたしております。（変更後のプランの詳細につきましては、第148回定時株主総会参考書類第3号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件」（49頁から63頁）をご参照ください。）

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当事者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様ご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の方の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示いたしております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示いたしております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	109,321	流 動 負 債	116,962
現金及び預金	5,337	支払手形及び買掛金	26,792
受取手形及び売掛金	46,646	短期借入金	74,661
商品及び製品	32,976	リース債務	321
仕掛品	7,922	未払費用	7,633
原材料及び貯蔵品	11,482	未払法人税等	264
繰延税金資産	1,225	その他	7,290
その他	4,123	固 定 負 債	91,764
貸倒引当金	△392	長期借入金	79,998
固 定 資 産	155,913	リース債務	1,716
有 形 固 定 資 産	126,117	繰延税金負債	620
建物及び構築物	32,411	退職給付引当金	7,336
機械装置及び運搬具	66,051	役員退職慰労引当金	55
土地	22,626	厚生年金基金解散損失引当金	101
リース資産	1,648	負債のれん	140
建設仮勘定	1,639	資産除去債務	873
その他	1,740	その他	921
無 形 固 定 資 産	458	負 債 合 計	208,727
その他	458	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	29,337	株 主 資 本	49,054
投資有価証券	25,116	資 本 金	32,756
長期貸付金	808	資 本 剰 余 金	7,523
繰延税金資産	1,615	利 益 剰 余 金	8,913
その他	2,874	自 己 株 式	△138
貸倒引当金	△1,076	その他の包括利益累計額	4,402
資 産 合 計	265,234	その他有価証券評価差額金	3,775
		為替換算調整勘定	626
		少 数 株 主 持 分	3,050
		純 資 産 合 計	56,507
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	265,234

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	200,850
売上原価	168,126
売上総利益	32,724
販売費及び一般管理費	29,391
営業利益	3,332
営業外収益	
受取利息	72
受取配当金	584
為替差益	708
その他	947
営業外費用	
支払利息	2,634
その他	346
経常利益	2,663
特別利益	
投資有価証券売却益	1,057
補助金収入	236
その他	68
特別損失	
固定資産処分損	234
投資有価証券売却損	231
関係会社貸倒引当金繰入額	408
移転関連費用	178
その他	236
税金等調整前当期純利益	2,737
法人税、住民税及び事業税	480
法人税等調整額	420
少数株主損益調整前当期純利益	1,836
少数株主利益	126
当期純利益	1,710

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成24年4月1日残高	32,756	19,716	△ 4,989	△137	47,345
当期変動額					
欠損填補		△12,193	12,193		-
当期純利益			1,710		1,710
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△12,193	13,903	△ 1	1,709
平成25年3月31日残高	32,756	7,523	8,913	△138	49,054

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成24年4月1日残高	1,949	189	2,138	2,624	52,108
当期変動額					
欠損填補					-
当期純利益					1,710
自己株式の取得					△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,826	436	2,263	426	2,689
当期変動額合計	1,826	436	2,263	426	4,398
平成25年3月31日残高	3,775	626	4,402	3,050	56,507

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 25社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 三菱製紙販売株式会社
ダイヤモンド株式会社
北上ハイテクペーパー株式会社
K J 特殊紙株式会社
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社
三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH
三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH |
| (2) 主要な非連結子会社の名称 | 珠海清菱浄化科技有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社 (10社) はいずれも小規模であり、総資産額、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法適用に関する事項

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 持分法適用の関連会社の数 | 2社 |
| 主要な持分法適用会社の名称 | 兵庫クレー株式会社
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda. |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況 | 珠海清菱浄化科技有限公司 |
| 主要な会社名 | 珠海清菱浄化科技有限公司 |
| (3) 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用しない会社 (20社) は、それぞれ当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 会計処理基準に関する事項

- | | |
|---|--|
| (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 | |
| ① 有 価 証 券 | |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法 | (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの……………移動平均法による原価法 | |
| ② デリバティブ取引の評価方法 | 時価法 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 主として総平均法及び移動平均法による原価法を使用しております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。 | |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法（リース資産を除く）

ただし、当社の本社及び一部の連結子会社の建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

無形固定資産：定額法（リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっております。

また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

② 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託を含む）の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担相当額を計上しております。

（追加情報）

一部の連結子会社が入会する複数事業主制度の厚生年金基金は、平成24年12月19日開催の代議員会にて特例解散の方針を決議いたしました。これにより、当連結会計年度において連結損益計算書の特別損失（その他）に厚生年金基金解散損失引当金繰入額101百万円、連結貸借対照表の固定負債に厚生年金基金解散損失引当金101百万円を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について、振当処理をしております。

- ③ 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
- ④ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

4. 未適用の会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定であります。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

建物及び構築物	14,505百万円	(14,505)百万円
機械装置及び運搬具	35,077百万円	(34,271)百万円
土地	10,128百万円	(10,128)百万円
投資有価証券	3,418百万円	(-)百万円
その他	223百万円	(223)百万円

担保付債務

短期借入金	900百万円	(-)百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	51,600百万円	(48,000)百万円

担保資産及び担保付債務のうち（ ）内書は工場財団抵当並びに当該債務を表記しております。

② 下記の資産については、工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建物及び構築物	6,149百万円
機械装置及び運搬具	13,362百万円
土地	385百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 351,882百万円

3. 保証債務等

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対して行っている債務保証額

従業員（財形住宅資金等）	1,245百万円
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	1,128百万円
その他 2社	13百万円
計	2,387百万円

4. 債権流動化に伴う遡及義務

2,184百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式 (株)	342,584,332	—	—	342,584,332

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形及び売掛金	46,646	46,646	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	23,471	23,471	—
資産計	70,118	70,118	—
(3) 支払手形及び買掛金	26,792	26,792	—
(4) 短期借入金（1年内返済予定長期借入金を除く）	58,086	58,086	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	96,573	97,020	447
負債計	181,452	181,900	447
(6) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は業界団体の公表する基準気配値によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額16,574百万円）は長期借入金に含めております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額16,574百万円）も含めております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額1,645百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額

156円34銭

(2) 1株当たり当期純利益

5円00銭

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
項 目		金 額		項 目		金 額	
流 動 資 産				流 動 負 債			
現金及び預	金	1,495		支払手形		477	
受取掛手	形	31		買掛金		18,133	
売掛品及び製	品	33,107		短期借入金		57,687	
仕掛品及び製	品	15,036		リース債		45	
原材料及び貯蔵	品	4,289		未払金		1,941	
前払渡	金	6,778		未払費用		1,941	
前払費	用	638		未払法人税等		7,990	
繰延税金資	産	409		預り金		125	
短期貸付	金	463		設備関係支払手形		150	
未収入	金	11,924		その他		39	
貸倒引当	金	5,543		固 定 負 債		75,407	
		10		長期借入金		73,602	
		△9		リース債		67	
固 定 資 産		125,892		長期未払金		287	
有形固定資産		91,963		退職給付引当金		770	
建物	物	20,459		資産除去債		580	
構築物	物	3,246		その他		98	
機械及び装置	具	50,206		負 債 合 計		162,630	
車両運搬具	具	74		純 資 産 の 部			
工具、器具及び備	品	647		株主資本		40,617	
土地	地	16,050		資本金		32,756	
山林及び植	産	532		資本剰余金		7,523	
林一ス資勘	産	105		資本準備金		7,523	
建設仮	定	638		利益剰余金		433	
無形固定資産		180		その他利益剰余金		433	
ソフトウエ	ア	153		繰越利益剰余金		433	
その他の資産		26		自 己 株 式		△95	
投資その他の資産		33,749		評価・換算差額等		2,366	
投資有価証券		16,463		その他有価証券評価差額金		2,366	
関係会社出資		9,982		純 資 産 合 計		42,983	
長期前払費用		3,665		負 債 及 び 純 資 産 合 計		205,613	
繰延税金資		2,860					
その他の引当		71					
		616					
		768					
		△681					
資 産 合 計		205,613					

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金	額
売 上 高		123,164
売 上 原 価		103,594
売 上 総 利 益		19,570
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,046
営 業 利 益		523
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,123	
雑 収 入	1,128	2,251
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,179	
雑 損 失	218	2,397
経 常 利 益		377
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	862	
そ の 他	12	875
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	180	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	231	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	408	
移 転 関 連 費 用	173	
そ の 他	30	1,023
税 引 前 当 期 純 利 益		229
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△ 396
法 人 税 等 調 整 額		192
当 期 純 利 益		433

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金								
平成24年4月1日残高	32,756	19,682	34	19,716	3,500	△15,693	△12,193	△ 94	40,185
当 期 変 動 額									
準備金から剰余金への振替		△12,158	12,158	-					-
欠 損 填 補			△12,193	△12,193	△ 3,500	15,693	12,193		-
当 期 純 利 益						433	433		433
自 己 株 式 の 取 得								△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	△12,158	△ 34	△12,193	△ 3,500	16,126	12,626	△ 1	431
平成25年3月31日残高	32,756	7,523	-	7,523	-	433	433	△ 95	40,617

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成24年4月1日残高	1,188	1,188	41,373
当 期 変 動 額			
準備金から剰余金への振替			-
欠 損 填 補			-
当 期 純 利 益			433
自 己 株 式 の 取 得			△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,178	1,178	1,178
当 期 変 動 額 合 計	1,178	1,178	1,610
平成25年3月31日残高	2,366	2,366	42,983

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価方法：時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：総平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法（リース資産を除く）

ただし、建物以外の本社、研究所その他一部の有形固定資産については、定率法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び退職給付信託の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

八戸工場財団についての担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

建 物	12,148百万円
構 築 物	2,356百万円
機 械 及 び 装 置	34,224百万円
車 両 運 搬 具	47百万円
工 具、器 具 及 び 備 品	223百万円
土 地	10,128百万円

担保付債務

長 期 借 入 金	48,000百万円
-----------	-----------

高砂工場及び京都工場の有形固定資産は次のとおり工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産ではありません。

建 物	3,931百万円
構 築 物	208百万円
機 械 及 び 装 置	6,357百万円
土 地	109百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

255,202百万円

3. 保 証 債 務 等

① 当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関からの借入金に対する保証

1,239百万円

② 金融機関からの借入金に対する保証

三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	11,919百万円
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	1,128百万円
八戸紙業㈱	1,080百万円
三菱イメージング(エム・ピー・エム), Inc.	851百万円
その他 5社	289百万円

計 15,268百万円

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	45,012百万円
長期金銭債権	2,862百万円
短期金銭債務	12,776百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

売上高	98,741百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	54,715百万円
営業取引以外の取引高	13,486百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式 (株)	535,850	12,759	—	548,609

(注) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	12,759株
-----------------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	433百万円
退職給付引当金	1,872
関係会社出資金評価損	4,183
関係会社株式評価損	1,263
固定資産減損損失	64
税務上の繰越欠損金	5,936
その他	<u>2,424</u>
繰延税金資産小計	16,178
評価性引当額	<u>△13,788</u>
繰延税金資産合計	2,390

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△ 1,310</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 1,310</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,080</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	百万円 15	百万円 13	百万円 1
合 計	15	13	1

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	1百万円
合 計	1百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

主要子会社

種類	会 社 の 名 称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額	項 目	期末残高
子 会 社	三菱製紙販売(株)	68.9	紙の販売代理店。パルプ及び薬品の当社への販売。不動産の一部を賃貸借。役員の兼任等があります。	紙、パルプ、薬品等の販売	百万円 91,457	売 掛 金	百万円 26,572
				パルプ、薬品の仕入 (※注1)	7,458	買 掛 金	3,644
	エム・ビー・エム・シェアードサービス(株)	100.0	グループファイナンス。不動産の一部を賃貸。役員の兼任等があります。	ファクタリング取引	9,009	買 掛 金 未 払 金	2,192 22
				グループファイナンス取引 (※注1)	91,001	未 払 費 用 短 期 貸 付 金	454 4,400
北上ハイテクペーパー(株)	100.0	同社製品の購入。原材料の供給。役員の兼任等があります。	原 材 料 の 仕 入 (※注1)	10,982	買 掛 金	806	
				資 金 の 貸 付	—	短 期 貸 付 金 長 期 貸 付 金	6,547 2,180

(※注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が条件を提示し、交渉の上で決定しております。

(注2) 保証債務については、「個別注記表」の貸借対照表に関する注記に記載しており、一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	125円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	1円27銭

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月16日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神尾 忠彦 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北澄 和也 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐澤 正幸 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月16日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神尾 忠彦 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北澄 和也 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐澤 正幸 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月23日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 健 二 ⑩

監査役 高 松 泰 治 ⑩

監査役 開 発 光 治 ⑩

(注) 監査役高松泰治及び開発光治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役 鈴木邦夫、同 水野正望、同 牛島光夫、同 板倉完次、同 野澤浩史、同 田口量久、同 原田純二、同 品川知久の8氏全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	<small>すず き くに お</small> 鈴 木 邦 夫 (昭和25年10月12日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員八戸工場長 平成18年6月 上席執行役員八戸工場長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 平成21年6月 取締役社長 社長執行役員 現在に至る	176,000株
2	<small>みず の まさ み</small> 水 野 正 望 (昭和28年3月19日生)	昭和50年4月 株式会社三菱銀行（現在の株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成14年6月 同行 執行役員法人営業部長 平成18年1月 同行 常務執行役員 平成18年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 代表取締役副社長 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員 平成23年6月 当社代表取締役 専務執行役員 現在に至る	19,000株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	うし じま みつ お 牛 島 光 夫 (昭和26年10月6日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室情報開発室長 平成20年6月 上席執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室情報開発室長 平成21年6月 上席執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室長附 (情報開発室担当) 平成22年6月 常務執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室 平成23年6月 取締役 常務執行役員 平成24年6月 代表取締役 専務執行役員 現在に至る	39,055株
4	いた くら かん じ 板 倉 完 次 (昭和27年4月22日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員社長室経営企画部長 兼 関連会社統括部長 平成19年1月 執行役員社長室経営企画部長 平成19年4月 執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年6月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年11月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成20年5月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成21年1月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 兼 デジタルイメージング事業部印刷感材営業部長 平成21年4月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成21年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	42,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する当社の 株式の数
5	のざわひろし 野澤浩史 (昭和28年2月3日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 執行役員総務人事部長 平成20年6月 上席執行役員総務人事部長 兼 システム部長 平成22年6月 常務執行役員(総務人事部、システム部担当 兼 システム部長) 平成23年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	38,000株
6	たぐちかずひさ 田口量久 (昭和29年4月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員京都工場長 平成21年6月 上席執行役員イメージング&ディベロップメント カンパニーバイスプレジデント(企画・マーケ ティング・京都R&Dセンター担当) 平成23年6月 取締役 上席執行役員 現在に至る	35,000株
7	はらだじゅんじ 原田純二 (昭和31年10月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成23年1月 執行役員イメージング&ディベロップメントカン パニー新事業開発ユニットマネージャー 平成24年1月 執行役員機能材事業部長 平成24年6月 取締役 執行役員 現在に至る	32,852株
8	しながわともひさ 品川知久 (昭和33年6月14日生)	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森綜合法律事務所(現在の森・濱田松本法律事務 所)入所 平成5年1月 同事務所パートナー 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 平成22年6月 株式会社ランドコンピュータ 社外監査役 現在に至る 平成24年12月 森・濱田松本法律事務所パートナー退任 平成25年1月 同事務所シニア・カウンセラー 現在に至る	0株

- (注) 1. 新任取締役候補者はありません。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 再任取締役候補者の担当及び重要な兼職の状況につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」(12

～14頁)をご参照ください。

4. 品川知久氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

会社法務に精通した弁護士の立場から、引き続きガバナンス強化に貢献していただくためであります。

(2) 責任限定契約

同氏は、当社との間で、その在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。

(3) 独立役員

当社は、同氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(4) 社外取締役としての在任期間

本総会終結の時をもって7年となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数要件を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、昨年開催の第147回定時株主総会において、上村 茂氏が補欠監査役に選任されております。当社定款第38条の規定により、補欠監査役の予選の効力は2年後の定時株主総会開始の時までとしているため、本議案が承認された場合には、補欠監査役が2名となります。就任する順位につきましては、上村 茂氏を第一順位とし、新行内善二氏を第二順位といたします。但し、上村 茂氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠者は新行内善二氏となります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式の数
しんぎょうじ ぜんじ 新行内 善二 (昭和15年11月30日生)	昭和55年7月 国税庁退官 昭和55年9月 福田英敏税理士共同事務所 所長代理 平成15年7月 税理士法人タックス・マスター 代表社員 現在に至る	2,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新行内善二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. (1) 社外監査役候補者とする理由
税理士としての豊富な経験に基づき適切な監査を行っていただけると期待されるためであります。
(2) 責任限定契約
新行内善二氏が社外監査役に就任される場合には、当社との間で同契約を締結する予定であります。その概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂けることを条件として、平成25年5月29日付で当社取締役会が、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます）に所要の変更（以下「本改正」といいます）を行った上で継続することを決定した、下記内容による、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様のご承認を頂くことにより発効することとなります。

記

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株主の在り方については、市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。従って、当社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記2(2)(a)に定義されます。以下同じとします）の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該大規模買付者（下記2(1)に定義されます）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会などの利害関係者との関係を破壊又は毀損し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社が生み出した利益を株主の皆様還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針維持の背景

当社は、当社の企業価値の源泉が、特色ある製紙メーカーとして110年以上の歴史のなかで培ってきた社会との関係やノウハウ、高度の技術開発力に基づく製品群を社会に提供することにあると考えております。すなわち、当社の事業は、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験や専門知識を有する人材、当社が築き上げた信頼とそれに基づく取引先など様々なステークホルダーとの密接な関係等の経営資源の上に成立しており、これらの経営資源は、それぞれ永年にわたり培われたノウハウとブランドイメージを持ち、相互に機能することにより、更なる価値を生み出しています。しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような状況に鑑み、買収者等が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を維持することとした次第です。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行って頂くためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をして頂くことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行って頂くためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、先述の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び

考慮・検討のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者（本プランに違反した大規模買付者及び濫用的買収者（下記(2)(f)ア②に定義されます）に該当する大規模買付者）並びにその共同所有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本改正による現行プランの本プランへの改定とそれによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいままでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会への付議を通じて、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させて頂くものです。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同所有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限り）

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii) 当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び(ii) 契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- (注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要なと判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (b) 意向表明書の提出
- 大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます)を当社代表取締役社長宛に提出して頂きます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に

提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図する大規模買付行為の概要等も明示して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内（初日不算入とします）に、当社取締役会に対して、次の①から③までに掲げる情報（以下、総称して「大規模買付情報」といいます）を提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、又は取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます）
- ② 大規模買付者及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等又は当社若しく

は当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株券等の空売り状況

- ③ 大規模買付者及びそのグループ会社等の内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ④ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます）
- ⑤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます）
- ⑦ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません）を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的な内容を含みます）
- ⑧ 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者への対応方針・処遇方針
- ⑨ 大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア②に定義されます）に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑩ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可などの取得の可能性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます）
- ⑪ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑫ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細
- ⑬ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社

取締役会が受領した日から原則として5営業日以内（初日不算入とします）に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の定めがない限り取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします）延長することができるものとします（なお、再延長を行う場合においても同様とします。ただし、再延長は2回に限るものとします）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置しているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当

社が負担するものとします。

本プランによる買収防衛策の継続当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙1）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日不算入とします）に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下、総称して「濫用的買収者」といいます）であり、且つ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし大規模買付行為の目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事

業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合

- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など的高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) その他(ア)乃至(コ)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止又は発動の停止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為が、「大規模買付行為に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）に定める一定の要件に該当すると判断する場合、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動若しくは中止その他必要な決議を行うものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。但し、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置の一つとしては、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、（別紙2）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを行う場合には、（i）例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、又は（ii）当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した適宜の行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置が発動された後であっても、当社株主総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合、独立委員会の全員一致による対抗措置廃止の勧告がなされた場合又はその他当社取締役会が別途定める場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、原則として、対抗措置を廃止すべく所要の決議を行うものとします。

3. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、且つ、法令等及び金融商品取引所規則若しくはそのガイドラインの改正等又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

4. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本改正による現行プランの本プランへの改定時に本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

本改正による現行プランの本プランへの改定時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランないし本改正その効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、株主の皆様が保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無

償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含みます）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を下限とし当社普通株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める金額を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことなど、その取扱いが他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行いますので、その内容をご確認下さい。

以上

(別紙1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

(記載は氏名の50音順としています)

[氏名] 片岡 義広 (かたおか よしひろ)

[略歴] 昭和29年生まれ

昭和55年4月 弁護士登録

平成2年6月 片岡総合法律事務所パートナー (現在に至る)

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

[氏名] 品川 知久 (しながわ ともひさ)

[略歴] 昭和33年生まれ

昭和60年4月 弁護士登録

平成5年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー

平成18年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

平成24年12月 森・濱田松本法律事務所パートナー退任

平成25年1月 同事務所シニア・カウンセラー (現在に至る)

[氏名] 竹原 相光 (たけはら そうみつ)

[略歴] 昭和27年生まれ

昭和57年5月 公認会計士登録

平成17年4月 ZECOパートナーズ株式会社代表取締役 (現在に至る)

平成18年7月 当社一時会計監査人

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

以 上

(別紙2)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く) 1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限とし当社普通株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める金額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る)。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した取得条項とするものとする。

8. 新株予約権の無償取得事由(対抗措置の廃止事由)

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるもの

とする。

- (a) 当社株主総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による対抗措置廃止の勧告がなされた場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなく、なつたと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者の所有に係る新株予約権又は当該新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に対し交付された新株予約権について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案するなどして、取締役会において別途定めるものとする。

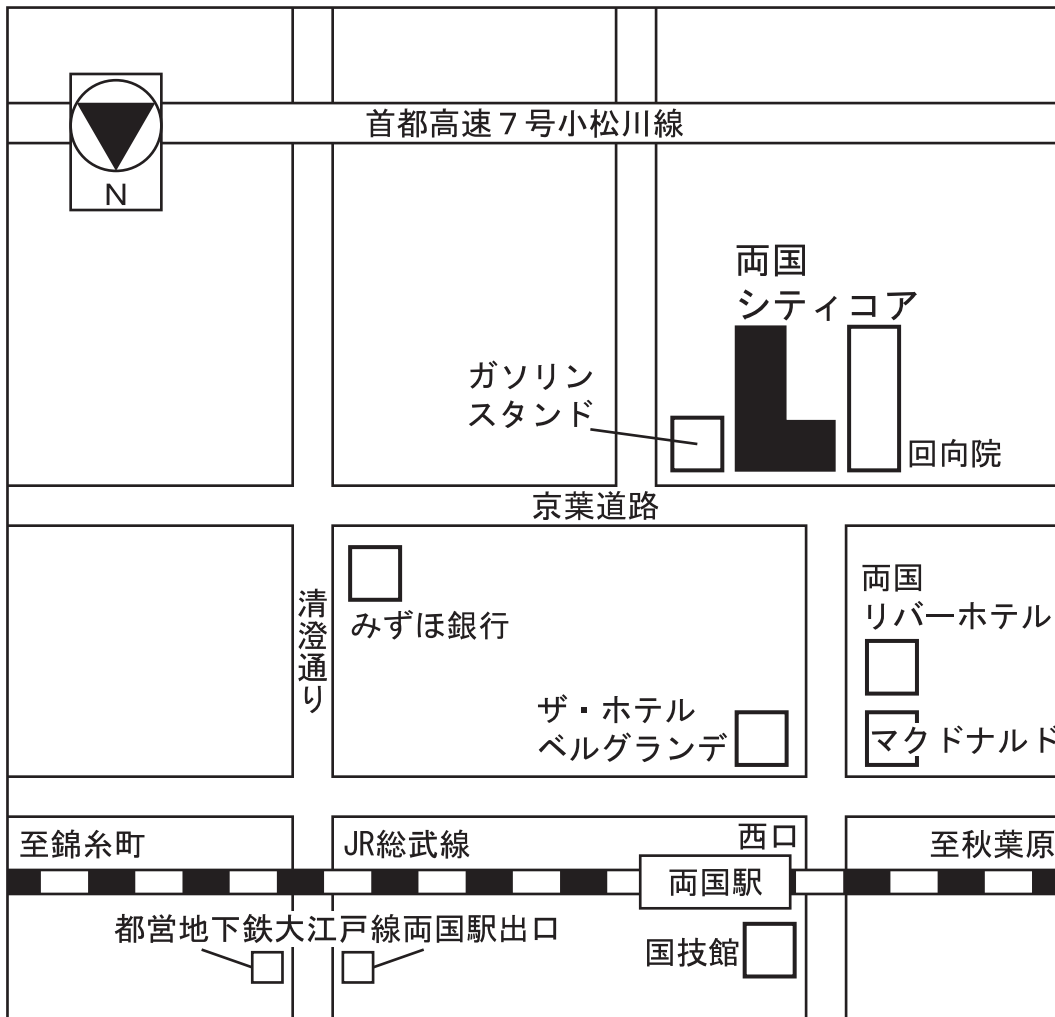
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア

当社会議室（11階）

電話 03（5600）1488 （案内台）



本招集ご通知は、当社生産のFSC森林認証紙「森の町内会 軽塗エマツト FSC認証-MX」を使用しております。



本招集ご通知で使用している用紙は、森を元気にするために間伐した木材の有効活用に役立っています。

